様式第１号の１

|  |
| --- |
| 事業計画の概要を記載した書類１．全体の概要（１）事業系一般廃棄物　　①収集運搬計画 |
|  | 区域 |  | 久留米市（田主丸町を除く。） |  | 田主丸町 |  |
| ②収集運搬する一般廃棄物の種類及び運搬量等 |
| 番号 | 契約事業所 | 所在地 | 業種 | 取り扱う廃棄物 | 収集運搬量（月） | 収集運搬回数（回） |
| 1 |  | 久留米市 |  |  |  |  |
| 2 |  | 久留米市 |  |  |  |  |
| 3 |  | 久留米市 |  |  |  |  |
| 4 |  | 久留米市 |  |  |  |  |
| 5 |  | 久留米市 |  |  |  |  |
| 6 |  | 久留米市 |  |  |  |  |
| 7 |  | 久留米市 |  |  |  |  |
| 8 |  | 久留米市 |  |  |  |  |
| 9 |  | 久留米市 |  |  |  |  |
| 10 |  | 久留米市 |  |  |  |  |
| 11 |  | 久留米市 |  |  |  |  |
| 12 |  | 久留米市 |  |  |  |  |
| 13 |  | 久留米市 |  |  |  |  |
| 14 |  | 久留米市 |  |  |  |  |
| 15 |  | 久留米市 |  |  |  |  |

＊記入上の注意

　・該当する区域に〇を記入し、区域ごとに作成すること。

　・契約事業所の所在地は必ず番地まで記入すること。

　・取り扱う廃棄物は、紙屑、野菜屑、塵芥、雑芥など内容が分かるように記入すること。

|  |
| --- |
| 　（２）家庭系一般廃棄物　　①収集運搬計画 |
|  | 区域 |  | 久留米市（田主丸町を除く。） |  | 田主丸町 |  |
|  |

様式第１号の２

|  |
| --- |
| 　２．運搬施設の概要　（１）運搬車両の一覧 |
| 番号 | 車両の形状 | 自動車の種別・用途 | 自動車登録番号又は車両番号 | 最大積載量（㎏） | 所有者又は使用者 | 使用区域 | 使用区分 |
| 事業 | 家庭 |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 久・田 |  |  |
| 駐車場の所在地 | ＊土地の地番、所有者、面積を記入する。 |
| 　（２）その他の運搬施設の概要 |
| 運搬容器等の名称 | 用途 | 容量 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

＊記入上の注意

　・「車両の形状」は、塵芥車、ダンプ等、車検証の記載どおりに記入すること。

　・「自動車の種別・用途」は、普通特殊、軽自動車貨物等、車検証の記載どおりに記入すること。

　・「所有者又は使用者」が、申請者ではない場合は、借用を証明する書類を添付すること。

　・「使用区域」欄は、当該車両を使用する区域に〇印を記入すること。

　　（２区域以上で使用する場合は、該当する区域すべてに〇を記入すること。）

　　「久」…久留米市（田主丸町を除く。）区域　　「田」…田主丸町区域

　・「使用区分」欄は、当該車両を使用する事業範囲（事業系または家庭系）に○印を記入すること。

　　（家庭系については、２台まで）

様式第１号の３

|  |
| --- |
| 　３．環境保全措置の概要　（１）運搬に際し講ずる措置　（２）運搬車両の洗車（洗車場の所在地、洗車に伴い発生する汚水の処理等を具体的に示すこと。）　４．収集運搬業務の具体的な計画（収集運搬を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）　　年　　月　　日現在 |
| 申請者又は申請者の登記上の役員 | 政令第4条の7に規定する使用人 | 相談役、顧問等申請者の登記以外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

様式第２号の１

事務所等付近見取図

|  |  |
| --- | --- |
| 見取図の種類 | 　事務所 ・ 事業場 ・ 車庫 ・ 洗車場 ・ その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 住所 |  |
| 電話番号FAX番号 |  | メールアドレス |  |
| ※半径１㎞以内の見取図を記入すること |

様式第２号の２

事務所等の平面図

|  |  |
| --- | --- |
| 平面図の種類 | 　事務所 ・ 事業場 ・ 車庫 ・ その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 住所 |  |
| 電話番号FAX番号 |  | メールアドレス |  |
| ※事務所等と車庫の所在地が異なる場合は、それぞれに作成すること　事務机、電話及び看板等の位置を記入すること。 |

様式第２号の３

運搬車両の写真

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 |  | 車両の形状 |  |
| 前面の写真 | 　　　注意事項　　　　・車両の前面（真正面）を撮影すること。　　　　・ナンバープレートが確認できること。 |
| 側面の写真 | 　　　注意事項　　　　・車両の側面（真横）を撮影すること。　　　　・社名（屋号）等の表示が確認できること。 |
|  | 撮影 | 年　　月　　日 |

様式第２号の４

運搬容器等の写真

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 |  |
| 　　　注意事項　　　　・容器の全体が写るように撮影すること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 撮影 | 令和　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 |  |
| 　　　注意事項　　　　・容器の全体が写るように撮影すること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 撮影 | 令和　　年　　月　　日 |

様式第３号

施設使用承諾書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

土 地

車 両

　貴殿が下記の　　　　　　を一般廃棄物収集運搬施設として使用することを承諾します。

記

１．期間　　　　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　　年　　月　　日

２．一般廃棄物収集運搬施設

（１）駐車場　　地番

　　　　　　　　面積

（２）車両の登録番号

様式第４号

年　　月　　日

誓　約　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人にあっては名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 及び代表者の氏名

　申請者は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

　なお、下記（10を除く。）に該当するに至った場合には、環境省令で定めるところによりその旨を届け出ます。

１　破産者で復権を得ないもの

２　精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

３　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

４　廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は次の法令に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

（１）浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）

（２）大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）

（３）騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）

（４）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）

（５）水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）

（６）悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）

（７）振動規制法（昭和５１年法律第６４号）

（８）特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成４年法律第１０８号）

（９）ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）

（10）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号）

５　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

６ 刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条（傷害）、第２０６条（傷害現場助成）、第２０８条（暴行）、第２０８条の２（凶器準備集合及び結集）、第２２２条（脅迫）若しくは第２４７条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

７　廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

８　廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの。

９　８に規定する期間内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、８の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

10　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

11　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が１から10までのいずれかに該当するもの

12　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに１から10までのいずれかに該当する者のあるもの

13　個人で政令で定める使用人のうちに１から10までのいずれかに該当する者のあるもの

　・役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。

　・政令で定める使用人とは、①本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の処理に関して契約を締結する権限を有する者をいう。

様式第５号

|  |
| --- |
| 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 |
| 内　　　訳 | 金　　　　　額（千円） |
| 事業の開始に要する資金の総額 |  |
|  | 土　　　　地 |  |
| 事務所 |  |
| 収集運搬車両 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 調達方法 | 自己資金 |  |
| 借　　入　　金 |  |
| （借入先名） |  |
|  |  |
|  |  |
| そ　　の　　他 |  |
| 増　　　　資 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること |
|